

【別紙様式】

亀岡市は、新型コロナウイルス感染症への対応として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、制度要綱に定める交付対象事業の要件「新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生に資する事業」に該当する以下の事業を実施します。

事業名	市内交通業者(バス)へ運営支援事業		
総事業費 (千円)	10,000千円	交付金関連事業費 (交付対象経費) (千円)	10,000千円
事業概要	<p>①目的 新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰の影響を受けている地域公共交通事業について、その継続を図り、地域公共交通事業の縮小・廃止等による亀岡市民の生活への悪影響を回避する。</p> <p>②交付金を充当する経費・算定根拠 補助金 10,000千円 (内訳)コミュニティバス及びふるさとバスの運行維持・継続支援 コミュニティバス 3,000千円×2台=6,000千円 ふるさとバス 600千円×5台=3,000千円 京阪京都交通バス(中吊り広告)10千円×4か所×25台=1,000千円</p> <p>③交付対象 1)交付対象者 地域公共交通(バス)事業を実施する者 (京阪京都交通バス株式会社)1者</p> <p>2)交付対象者の選定理由・選定方法 地域公共交通事業は多くの市民の移動手段としてなくてはならない交通基盤であり、将来にわたり安全・安定した運行を維持していく必要がある。これに代わる事業は存在せず、地域公共交通事業の縮小、廃止等は亀岡市民の生活に悪影響を及ぼすため、現在の実施主体である事業者を交付対象者として、支援金を交付する。</p> <p>④期待される効果 新型コロナウイルス感染症の影響下においても、地域公共交通事業の継続が図られることにより、亀岡市民の移動手段が確保される。</p>		
新型コロナウイルス感染症への対応(経済対策)との関係	<p>地域公共交通事業は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う利用者の大幅な減少により、業績が悪化し、このままでは、事業の継続が困難な状況に陥っている。京阪京都交通バス株式会社を交付対象者として支援金を交付し、地域公共交通事業の継続を支援する本事業は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けている地域経済の支援を通じた地方創生に資する事業に該当するものであり、地方創生臨時交付金を活用することが妥当である。</p>		